主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人菅野虎雄の上告理由は末尾添付のとおりである。

信託法第一条の信託が成立するためには、委託者から受託者に対する財産権の移転その他の処分行為と、一定の目的に従い財産の管理又は処分をなさしめる信託目的の設定とが併存することを要する。原判決は、建築竣工と同時に被上告人の原始取得のあつた事実を認定するとともに、信託の成立要件たる事実の存在せざることを認定しておるのである。されば所論は原判決の認定しない事実によつて独自の主張をするにすぎない。論旨は採るを得ない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のと おり判決する。

## 最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	果	Щ		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	谷	村	唯一	郎
裁判官	池	田		克